

第2期葛飾区地域福祉計画（素案）の

区民意見提出手続（パブリック・コメント手続）により提出された意見に対する区の考え方【大人からの意見】

【取扱いの凡例】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	計画（素案）関連箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方
1	P 23 「葛飾区基幹相談支援センターの運営」	精神障害者、難病及びその他の障害の窓口を一本化すべき。	△	現在、精神障害及び難病については、保健予防課、保健センター（金町・新小岩・水元）、区民事務所（高砂・堀切）に窓口を設置しています。今後につきましては、業務内容や人員配置及び場所の確保などの執行体制にかかる課題を踏まえつつ、区民の利便性の観点から、本庁舎の福祉総合窓口での受付の実現について検討してまいります。
2	P 23 「葛飾区基幹相談支援センターの運営」	障害福祉サービスの利用促進のため、利用対象を柔軟に検討し、幅広い層を利用対象にすべき。	△	障害福祉サービスは、国の基準に基づき個々の障害のある方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われます。利用対象については、国や他自治体の動向等を踏まえて検討してまいります。
3	P 23 「葛飾区基幹相談支援センターの運営」	身体障害と精神障害や、身体障害と知的障害のような重複障害においても、福祉サービスを利用しやすくする必要があります。	○	葛飾区基幹相談支援センターでは、身体障害と精神障害、身体障害と知的障害のような重複障害の方が適切に障害福祉サービスを利用できるよう、保健師などの専門職を配置し、相談内容に応じて寄り添った支援を行ってまいります。
4	P 17 「災害時要配慮者対策の強化」 P 37 「災害時の助け合いの促進」	災害はいつ起きるかわからないため、災害時要配慮者の把握と人材確保が重要である。災害時要配慮者が把握できるようなマークができないか。	△	要配慮者については、本人又は家族の同意を元に「避難行動要支援者」名簿を作成しており、平時から町会や警察・消防に情報提供することで、災害時に要配慮者の把握や支援ができるよう関係機関と連携した取組を進めております。また、人材確保については、避難所ごとに町会が主導となる開設訓練を区と協力して行いながら、災害時の地域での助け合いの備えを進めております。
5	P 17 「災害時要配慮者対策の強化」 P 37 「災害時の助け合いの促進」	避難所に、一般避難者とは違う災害時要配慮者のための場所またはテントなどの提供が必要ではないか。	△	第一順位避難所に指定されている区内77か所の学校避難所では、学校の設備にもよりますが要配慮者を身動きが楽でトイレに近い場所や支援者の近くに区分けを行うことや、家族が介護しやすいよう施設管理者と相談しながら教室の利用を検討すること等が決められています。また、学校避難所での避難生活が困難な方については、第二順位避難所として順次開設される福祉避難所での受入れを進めていくものとなります。

【取扱いの凡例】 ◎：計画（案）に意見を反映する ○：計画（素案）に盛り込まれている △：意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	計画（素案）関連箇所	意見の要旨	取扱い	区の方考え方
6	P56 「成年後見制度利用促進基本計画」	<p>「今後は、身寄りのない高齢者を対象に、家族や親族に代わって、入院・入所の際の身元保証や日常生活支援、死後事務の対応等に関するサービスの需要の増加が見込まれます。区では、これらのサービスについて、国の動向等を見据えながら、民間事業者によるサービス提供状況を踏まえつつ、区としての取組について検討を進め、適宜、実施していきます。」について、家族がいても手伝えない事情のある方もいるので、安心できる支援をお願いしたい。相談先などの情報や、様々な質問と回答などのサイトがあるといいのではないか。</p>	△	<p>病院への入院や介護施設等への入所の際の身元保証、日常生活支援、葬儀や死後の財産処分等の死後事務を家族・親族に代わって行ういわゆる「身元保証等高齢者サポート事業」については、実施に向け検討を進めています。</p> <p>現在、区公式ホームページにおいて、各相談先に関する情報を掲載しておりますが、今後は、さらに利用しやすい内容となるよう検討してまいります。</p>